

- 人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の我が国経済社会の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組みとして、今般小規模企業振興基本法が成立した。
- 今後は本基本法に基づく「小規模企業振興基本計画」を早急に策定し、施策の具体化を図っていく。

①「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づける（第3条）

⇒中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

②中長期的な施策に関するPDCAサイクルを整える（第13条）

⇒政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定。

【基本計画に記載する内容】

1. 基本的な方針：日本再興戦略等も踏まえて目指すべき目標・方向性
2. 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策：それぞれの方針に従って具体的に講ずる重点施策
3. 施策の推進に必要な事項：東日本大震災からの復興、取引の適正化、従業員5人以下の小企業者に対する配慮等

※7月から中小企業政策審議会にて検討・とりまとめを行い、秋頃には国会に報告予定。

③今後の小規模企業基本的施策の柱を定める（第14条～第21条）

1. 顧客との関係：信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす（第14条、第15条）

- ・消費の成熟化・国際的な価格競争の中で、顔の見える関係を活かしたニッチな需要の開拓を推進する。

2. 事業者自身のあり方：多様な「個」の能力を活かす（第16条、第17条）

- ・労働力人口の減少の中で、多様な個人の力を活かすよう人材の確保・育成を進める。

3. 地域との関係：連携を強化し地域を活性化（第18条、第19条）

- ・人口減少、地域の活力の減退の中で、地域活性化に資する事業を推進する。

4. 総力をあげた支援体制を構築（第20条、第21条）

- ・334万の小規模事業者施策に届けるため、国の関係省庁、地方公共団体、支援機関等の適切な役割分担・連携を定める。
- ・施策の活用を促進するため、手続きを簡素化・合理化する。